第七章から第九章までを削る。

第五十二条の次に次の二節を加える。

第十一節　国庫金の運用を管掌する職員の計算証明

（国庫金の運用の証明責任者、証明期間及び計算書）

第五十三条　国庫金の運用については、証明責任者は、会計検査院が別に指定する国庫金の運用を管掌する職員とし、証明期間は、一月とする。

2　計算書は、会計検査院が別に指定する国庫金運用計算書（貨幣回収準備資金にあっては、貨幣回収準備資金受払計算書。以下この節において同じ。）とする。

（国庫金運用計算書の添付書類）

第五十四条　国庫金運用計算書に添付しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。

（国庫金運用計算書の証拠書類）

第五十五条　国庫金運用計算書の証拠書類は、会計検査院が別に指定する。

（財政融資資金に関する特別の書類）

第五十六条　財政融資資金については、会計検査院が別に指定する書類を提出しなければならない。

第十二節　国債その他の債務に関する事務を管掌する職員の計算証明

（国債の証明責任者、証明期間及び計算書）

第五十七条　国債については、証明責任者は、会計検査院が別に指定する国債事務を管掌する職員とし、証明期間は、三月とする。

2　計算書は、会計検査院が別に指定する国債増減計算書とする。

（国債増減計算書の証拠書類）

第五十八条　国債増減計算書の証拠書類は、会計検査院が別に指定する。

（国の債務の証明責任者、証明期間及び計算書）

第五十八条の二　国の債務（国債を除く。以下同じ。）については、証明責任者は、次の各号に掲げる債務の区分に応じ、当該各号に定める者とし、証明期間は、一年とする。

一　継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に係る債務　支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理を含む。以下同じ。）

二　次に掲げる債務　当該債務に関する事務を管掌する職員

イ　予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務

ロ　法律、条約等で債務の総額又は債務負担の限度額が定められているものに係る債務（法律、条約等で債務の総額又は債務負担の限度額が具体的な金額をもって明確に定められていない債務のうち、次のいずれにも該当する債務を含む。）

(1)　国の後年度の財政負担となる、又はなることがある債務であること。

(2)　法律、条約等で債務負担の権限が付与されている債務であること。

(3)　次項に規定する債務負担額計算書に記載し、又は記録する金額の計数が同計算書の作成時までに制度上具体的に把握できる債務であること。

ハ　他会計への繰入未済金（他会計への繰戻未済金を含む。）

三　歳出予算の繰越しに係る債務　歳出予算の繰越しの手続に関する事務を委任された支出負担行為担当官その他の職員

2　計算書は、債務負担額計算書（第六号の二書式）とする。

（分任支出負担行為担当官の分等の計算証明）

第五十八条の三　分任支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官代理の取り扱った計算は、所属の支出負担行為担当官の計算に併算する。

2　支出負担行為担当官が前項の規定により計算証明をするときは、分任支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官代理の取り扱った計算についての証拠書類は、分任支出負担行為担当官ごとに別冊とし、第八条及び第九条の規定により区分して編集し、当該分任支出負担行為担当官の職氏名を証拠書類の表紙に記載しなければならない。

3　前項の規定は、証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

（債務負担額計算書の証拠書類）

第五十八条の四　第五十八条の二第一項第一号に掲げる債務に係る債務負担額計算書の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　契約書

二　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）第十三条に規定する支出負担行為の内容等を示す書類

2　第五十八条の二第一項第二号及び第三号に掲げる債務に係る債務負担額計算書の証拠書類は、会計検査院が別に指定する。

「第十章　物品管理官等の計算証明」を削る。

第五十九条の前に次の節名を付する。

第十三節　物品管理官等の計算証明

第五十九条第一項中「第六十二条の四」の下に「及び第六十二条の五」を加え、「本章中」を「この節」に、「次条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に改め、「次条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　計算書は、物品管理計算書（第七号書式）とする。

第六十条第一項中「取り扱つた」を「取り扱った」に、「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「第七号書式の」を削り、「作製」を「作成」に、「添附」を「添付」に、「かえる」を「代える」に改め、同条第三項中「取り扱つた」を「取り扱った」に、「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「附記」を「証拠書類の表紙に記載」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項中「第七十二条の四」の下に「及び第七十二条の五」を加え、「本章中」を「この節」に、「次条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に改め、「次条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　計算書は、物品管理計算書（第七号書式）とする。

第六十一条第一項中「取り扱つた」を「取り扱った」に、「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「第七号書式の」を削り、「作製」を「作成」に、「添附」を「添付」に、「かえる」を「代える」に改め、同条第三項中「取り扱つた」を「取り扱った」に、「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「附記」を「証拠書類の表紙に記載」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第六十二条の次に次の一節を加える。

第十四節　雑則

（証拠書類の提出）

第六十二条　会計検査院が別に指定する証拠書類は、会計検査院の検査のため必要があるときは、提出しなければならない。

（証拠書類の保管）

第六十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明責任者が保管しなければならない。

（証拠書類の保管の特例）

第六十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第六十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第六十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第六十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第六十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第六十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第七十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第八十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第九十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百二十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百三十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百四十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百五十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百六十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百七十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百八十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第百九十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百二十九条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十一条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十二条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十三条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十四条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十五条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十六条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十七条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十八条　証拠書類は、会計検査院が別に指定する場合を除くほか、証明期間の終了後五年を経過したときは、廃棄することができる。

（証拠書類の保管の特例）

第二百三十九条　証拠書類は、会